

警戒体制の区分表（地震災害）の発令基準，職務基準，出動人員

| 体制区分 | 発令基準 | 職務基準 | 出動基準 |
|-------------|---|--|---|
| 注意体制 | 1. 気象庁が明日香村（平城分室は奈良市）周辺地域で震度4を発表した場合 2. 気象庁が近畿地方管内の地域で震度4を発表し、対策部長が必要と判断した場合 3. 対策部長が必要と判断した場合 | 1. 各種情報の収集整理及び体制の報告 2. 警戒体制に移る準備（夜間にあつては直ちに警戒体制に入れるよう体制要員に連絡させる） | （事務所） 対策副部長、総務班長、対策班長又はこれに代わる班員の1名及び工作班長、工作副班長又はこれに代わる班員の1名 計2名 （平城分室） 対策副部長、対策班長又はこれに代わる班員の1名及び工作副班長又はこれに代わる班員の1名 計2名 |
| 警戒体制 | 1. 気象庁が明日香村（平城分室は奈良市）周辺地域で震度5弱もしくは5強を発表した場合 2. 気象庁が近畿地方管内の地域で震度5弱もしくは5強を発表し、対策部長が必要と判断した場合 3. 対策本部長の指令があつた場合 4. 対策部長が必要と判断した場合 | 1. 各種情報の収集整理及び体制の報告 2. 災害が発生したときは状況に応じた対応を行うとともに、対策本部に連絡 3. 対策本部の応援指令があつたときは、応援に必要な要員・資機材を派遣 4. 災害情報、災害応急復旧、対策状況等について、必要に応じて広報 5. 工作班によるパトロール車に出動命令を出し、災害対策地区の構造物・法面等の注意巡回 | （事務所） 対策副部長、総務班長、対策班長又はこれに代わる掛員の2名と運転手1名及び工作班長、工作副班長又はこれに代わる掛員の4～5名（巡回を含む） 計7～8名 （平城分室） 対策副部長、対策班長又はこれに代わる班員の2名及び工作副班長又はこれに代わる掛員の3名（巡回を含む） 計5名 |
| 非常体制 | 1. 気象庁が明日香村（平城分室は奈良市）周辺地域で震度6弱以上を発表した場合 2. 対策本部長の指令があつた場合 3. 対策部長が必要と判断した場合 | 1. 各種情報の収集整理及び体制の報告 2. 災害が発生したときは状況に応じた対応を行うとともに、対策本部に連絡 3. 対策本部の応援指令があつたときは、応援に必要な要員・資機材を派遣 4. 災害情報、災害応急復旧、対策状況等について、必要に応じて広報 5. 危険箇所への進入を禁止 6. 公園内の安全を確認するため巡回 | 全 員 （事務所） 計21名 （飛鳥管理センター及び運転手含む） （平城分室） 計12名 （平城宮跡管理センター含む） |
| 解 除 | 1. 対策部長が災害発生の恐れがなくなったと判断した場合。 | 体制の解除及び報告 | |

(注) 1. 出動基準は標準的なものであり、人員の配置は災害の状況等により、弾力的に運用するものとする。
 2. 巡回員は運転手の外、原則として2名とするが、飛鳥・平城宮跡歴史公園サポート共同体の場合は巡視員を兼ねることができるものとする。
 なお、巡回については、近接場所は自転車、バイク、徒歩にて行う場合もある。
 3. 連絡車等は、国土交通省官用車及び飛鳥・平城宮跡歴史公園サポート共同体の外、適宜タクシーを使用するものとする。

警戒体制の区分表（風水災害）の発令基準，職務基準，出動人員

| 体制区分 | 発令基準 | 職務基準 | 出動基準 |
|-------------|---|---|--|
| 注意体制 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 風雨に関する注意報若しくは、警報（以下「注意報等」という）が、発令され対策部長が必要と認めた場合 2. かなりの降雨又は強風があり、公園内通路や施設に危険があると予想される場合 3. 気象情報システムによる自動通報（時間雨量30mm、連続雨量150mm以上）があり、対策部長が必要と認めた場合 4. 火災が園外で発生し、園内に延焼の恐れがある場合 5. 対策本部長の指令があった場合 6. その他対策部長が必要と認めた場合 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 各種情報の収集整理及び体制報告 2. 警戒体制に移る準備（夜間にあつては直ちに警戒体制に入れるよう体制要員に連絡させる） | <p>（事務所） 対策副部長、総務班長、対策班長又はこれに代わる班員の1名及び工作班長、工作副班長又はこれに代わる班員の1名 計2名</p> <p>（平城分室） 対策副部長、対策班長又はこれに代わる班員の1名及び工作副班長又はこれに代わる班員の1名 計2名</p> |
| 警戒体制 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 強風、降雨、雷雨災害等により、公園内に災害が予想され、対策部長が必要と認めた場合 2. 強風、降雨、雷雨等により、公園内に重大な災害が発生した場合 3. 火災が園内で発生した場合又は園外から発生した火災により広範囲に延焼した場合 4. 対策本部長の指令があった場合 5. その他対策部長が必要と認めた場合 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 各種情報の収集整理及び体制報告 2. 非常体制に移る準備（夜間にあつては直ちに非常体制に入れるよう体制要員に連絡させる） 3. 工作班によるパトロール車に出動命令を出し、災害対策地区の構造物・法面等の注意巡回 4. 災害情報、災害応急復旧、対策状況等について、必要に応じて広報 5. 対策本部の応援指令があった時は、応援に必要な要員・資機材を派遣 | <p>（事務所） 対策副部長、総務班長、対策班長又はこれに代わる掛員の2名と運転手1名及び工作班長、工作副班長又はこれに代わる掛員の4～5名（巡回を含む） 計7～8名</p> <p>（平城分室） 対策副部長、対策班長又はこれに代わる班員の2名及び工作副班長又はこれに代わる掛員の3名（巡回を含む） 計5名</p> |
| 非常体制 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 強風、降雨、雷雨、火災等により公園内の法面の崩壊、構造物の倒壊消失、園路の陥没等重大な災害が発生した場合 2. 対策本部長の指令があった場合 3. その他対策部長が必要と認めた場合 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 各種情報の収集整理及び体制報告 2. 危険箇所への進入を禁止 3. 災害が発生したときは状況に応じた対応を行うとともに、対策本部長に報告 4. 公園内の安全を確認するため巡回 5. 災害が発生したときは、災害に関する調査を行うとともに復旧に対する適切な措置 6. 対策本部の応援指令があった時は応援に必要な要員・資機材を派遣 7. 災害情報、災害応急復旧、対策状況等について、必要に応じて広報 | <p align="center">全 員</p> <p>（事務所） 計21名 （飛鳥管理センター及び運転手含む）</p> <p>（平城分室） 計12名 （平城宮跡管理センター含む）</p> |
| 解 除 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 対策部長が、災害発生の恐れがなくなったと判断した場合 | <p>体制の解除及び報告</p> | |

- (注) 1. 出動基準は標準的なものであり、人員の配置は災害の状況等により、弾力的に運用するものとする。
 2. 巡回員は運転手の外、原則として2名とするが、飛鳥・平城宮跡歴史公園サポート共同体的場合は巡視員を兼ねることができるものとする。
 なお、巡回については、近接場所は自転車、バイク、徒歩にて行う場合もある。
 3. 連絡車等は、国土交通省官用車及び飛鳥・平城宮跡歴史公園サポート共同体的の外、適宜タクシーを使用するものとする。